

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 11 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530048

研究課題名(和文) 国連平和維持機能の実施における国際機構法と一般国際法の連関

研究課題名(英文) The Relationship between Law of International Organization and General International Law in the Implementations of the UN Activities for Peace and Security

研究代表者

酒井 啓亘 (SAKAI, Hironobu)

京都大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：80252807

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,900,000円、(間接経費) 1,170,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、国連の平和維持機能、特に国連憲章第7章に基づく行動が認められた「強化された」平和維持活動の実行を検証しつつ、一般国際法上の国際機構の国際責任やアカウンタビリティ概念の分析とその国連活動への適用を考察した。そのような作業を通じて、国連の平和維持機能が、冷戦後の国際環境の変化とそれへの対応の結果として深化・拡大する一方で、国連活動にも適用される一般国際法規則により、その拡大傾向が外在的に制約される状況を検討した。

研究成果の概要(英文)：This study aims to analyze the United Nations functions for maintaining international peace and security, in particular the recent practice of the UN "robust" peacekeeping, of which activities are authorized under Chapter VII of the UN Charter by the UN Security Council, and also to consider the applicability of the law of international responsibility of international organization as well as of the concept of the accountability of international organization to the UN peace operations. The main result of this study is that the UN activities for peace and security have been diversified in response to the changing circumstances of international community after the end of the Cold War whereas they have been also restricted by certain rules of general international law, which may apply to the UN activities in general.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学、国際法学

キーワード：国際連合 国連平和維持活動 PKO 地域的機関 一般国際法 国連安全保障理事会 アフリカ連合 国際機構法

1. 研究開始当初の背景

(1) これまで、平成 17-19 年度基盤研究(C)「冷戦後における国連平和維持活動の規範的展開とその実効性」と平成 20-22 年度基盤研究(C)「国連平和維持機能の多元的再構成とその実効性確保」での研究を通じて、それぞれ国連平和維持活動に関する活動原則の規範的展開と多国籍軍型軍事活動との関係の明確化、国連の平和維持機能における地域的機関の役割について新たな知見を得ることができた。

(2) この研究の過程において、とりわけ国連と地域的機関との関係の検討の際に、国連とその他のアクター（地域的機関やその加盟国）の間の相互依存関係とフィードバックがきわめて重要な意義を有していることが確認されるとともに、他方において、国連や地域的機関の活動の拡大により、特に私人の権利・人権が脅かされる状況が以前にも増して頻繁に見られ、これに対し国連自身が対策を講じることのほか（国連平和維持活動部隊による人権侵害への対応）、国連以外の国際・国内機関が国連の措置に関連して国際法規則を適用することで私人の被害の救済を図ろうとしている事案も、欧州人権裁判所や英国の国内裁判所などで出現していることも注目されてきた。前者についてはこれまでの研究の延長線上にあり、その認識枠組みに整合的であると思われるが、後者については、国連が採用した措置を直接・間接に制約する可能性を示しているものであり、こうした国連の権限の制約問題は、国連憲章による内在的制約という伝統的な見方ではなく、むしろ、人権や人道法など他の重要な国際法規範との関係で表れているものである。

(3) したがって、国連の平和維持機能に対するこのような制約が新たに取り組むべき課題として最近の国連の実行を通じ浮上しているとの認識から、従来の研究枠組みにおいてこれらがいかに位置づけられるか、国連の機能の拡大とその制約という関係がどのように整理されるべきかということを確認し、国連の平和維持機能の正統性や実効性と他の重要な国際法規範の遵守との結節点を探ることに関心を拡大させたことが本研究開始の背景にある。

2. 研究の目的

(1) 国連は、近年における国際社会の新たな危機（崩壊国家、テロ、核拡散、海賊など）に対して、地域的機関など他の国際社会のアクターと連携・協働しつつ、自らの平和維持機能とその権限を拡大・深化させてきた。しかし、他方、こうした国連の任務遂行の展開により他のアクターが影響を受けることも多くなり、とりわけ私人との関係では人権や人道に関する国際法規範の適用により国連の活動に対する一定の規範的制約も生まれてきている。本研究は、こうした国連の平和維持機能の「光」と「影」の部分それぞれ

詳細に検証・分析するとともに、両者の関係を明らかにすることを通じて、国連平和維持機能の正統性と実効性を強化する法的理論的枠組みを構築することを目的とする。

(2) 本研究の具体的内容としては、第 1 に、国連の平和維持機能、とりわけ国連憲章第 7 章に基づく行動が認められた「強化された」国連平和維持活動が地域的機関との協力によりどのように実施されているかを確認し、その国連憲章上の法的位置づけを検討する。第 2 に、それと並行して、国連平和維持活動や国連憲章第 7 章に基づく国連の強制措置に外在的な制約を課すと思われる事例の抽出とその検討が行われる。第 3 に、一般国際法上の国際機構の国際責任や国際機構の「アカウントビリティ」概念の分析を行い、これと国連の平和維持機能との関連性を考察する。このような作業を通じて、国連の平和維持機能が、内在的要因によりその射程範囲を深化・拡大させていく一方で、一般国際法規則等によりその拡大傾向が外在的に制約されている過程が把握され、そうした 2 種類の方向性（国連平和維持機能の「光」と「影」）の緊張関係をたどりながら、国連平和維持機能の実像に迫ることになる。

3. 研究の方法

(1) これまでの研究で得られた知見に基づく理論的枠組みが本研究にも応用可能かどうかを検証した後、地域的機関や国家グループによる軍事活動・警察活動に関する最新のデータの優秀とその法的考察を行い、こうした活動が翻って国連の平和維持機能にどのような影響を与えているのかを、国連平和維持活動局その他が近年明らかにしている国連平和維持活動に関する新たな方針などを題材として取り上げて両者間の接合関係を考察した。そのほか関連国際判例や国内判例の検討も行った。以下、各年度について具体的に記述する。

(2) 平成 23 年度の具体的な研究計画・方法については、概念枠組みの再検討とともに、国際機構の活動を規律する一般国際法規則等の検討を行った。前者については、特に国連と地域的機関の関係については、特にアフリカの地域的機関と国連との関係について考察を進めるとともに、これと並行して、各地に国連平和維持活動が引き続き派遣・展開されていることや、地域的機関との関係で新たな進展が見られたりすることから、地域的機関や国家グループ等による平和維持機能の実施についての自指的考察のため、資料収集その他を行った。また後者については、国連国際法委員会による「国際機構の国際責任」に関する法典化作業や、万国国際法学会や国際法協会が行っていた同様のテーマに関する作業のフォローを行うとともに、国際機構の「アカウントビリティ」という概念が国連の平和維持機能という具体的な文脈の中でいかなる作用をもたらしているのかと

いう点を、国連と加盟国、国連と国連の措置により影響を受ける非国家的実体などの関係に分節化して検討を行った。

(3) 平成 24 年度については、国連や地域的機関の実行を検証するとともに、国際裁判所・国内裁判所の関連判例を収集し分析することも行われた。これまでは国連の権限の伸長に資するような国際判例・国内判例の検討が多く試みられてきたが、本研究テーマでは、むしろ逆に国連の活動に制約を課するような内容を有する国際判例や国内判例の収集が求められ、実際にこれを分析することになった。他方、近年国連平和維持活動局が活動ガイドラインとして明確化した「キャップストーン・ドクトリン」(2008 年)や「ニュー・ホライズン」(2009 年)などの文書の検討を通じて国連平和維持活動の活動原則に対していかなる国際法規範が影響を与えているかについて予備作業を行い、それに続いて、こうした国連平和維持活動の活動原則に国際人権法や人道法、国際機構の国際責任法などの一般法規範がどの程度導入されているのかを分析した。また、国連の実行において、人権侵害行為や人道法違反行為などが各種平和維持機能の実施を通じて明らかになった場合に、その救済方法等の内容についても検討を加えた。

(4) 平成 25 年度は、国連や地域的機関の実行を検証するとともに、関連する国際・国内判例を分析した後、国連の機能の拡大とその制約に関する理論的枠組みを構築する作業を行った。すなわち、国連の平和維持機能、とりわけ国連憲章第 7 章に基づく行動が認められた「強化された」国連平和維持活動の実行を検証しつつ、一般国際法上の国際機構の責任や人権問題、アカウンタビリティ概念の分析とその国連活動への適用を考察した。そして、国連の平和維持機能を拡大・深化させる方向性とそれを制約する要因との関係に、国連内部と国連外部の両側面から接近し、その接合関係を検証した。

4. 研究成果

(1) この研究では、次の 2 つの視点からの考察を中心に作業を進めた。1 つは、国連の平和維持機能を実効的に実現させることを目的として、国際社会の分権的性格を反映した同機能を実施する主体の多元的傾向を視野に入れつつ、「平和」の実現を目指して構造上規範上の発展を遂げる国連と、自己の利益や自律性を重視する国家(グループ)及び地域的機関との間の協働と緊張というアンビヴァレントな関係をめぐる視点である。もう 1 つの視点は、国連を、平和維持機能のためのシステムであると同時に実施主体というアクターとしてもとらえ、その二重的性格に一般国際法規範が及ぼす影響 アクターとしての国連に対して外在的制約要因として作用するだけでなく、システムの構造にまで浸透していく一般国際法規範の意義 に着

目するものである。こうした補助線を介して複雑な国連の平和維持機能の実像に接近し、その体系化に向けた準備作業を行った。

(2) 国連と地域的機関との関係については、国連とアフリカ連合の関係をとり上げてその法的問題点を考察した。アフリカ連合が国連憲章第 8 章にいう地域的機関としての地位を保持して国連からの一定程度の自律性を主張し、その具体的例として、アフリカ連合設立憲章第 4 条(h)で示されているような加盟国に対するアフリカ連合の介入の権利やアフリカ連合常設軍構想などを考察するとともに、スーダン・ダルフールやソマリアなどの具体的な事例を念頭に置きながら、国連とアフリカ連合の現実の協働関係を分析した。その結果として、アフリカ連合はその自律性・独立性の観点から国連からの許可を得ずに武力行使を行う理論的可能性を否定せず、実際に法的文書でその手当てを備えているものの、実際の活動においては、人的物的資源の不足という理由から、国連との間での事務局や活動の現場を結ぶ実践的なレベルで様々な協力・協働関係が構築されているという状況が確認された。この点は、Hironobu Sakai, "New Relationship between the United Nations and Regional Organizations in Peace and Security: Case of the African Union," in Hironobu Sakai, Akiho Shibata & Shotaro Hamamoto (eds.), *Essays in Honour of Professor Ryuichi Ida. L' Etre Situé, Effectiveness and Purposes of International Law*, (Brill, forthcoming)で詳述されている。

(3) また、現在の国連平和維持活動の主流となっている「強化された」国連平和維持活動については、特にハイチに展開した国連平和維持活動である国連ハイチ安定化ミッションをとりあげ、その法的特徴とともに、同活動への日本の自衛隊施設部隊の派遣問題を法的な視点から検討した。結論として、最近多く展開している「強化された」国連平和維持活動について、1992 年に制定された日本の国際平和協力は十分に対応できる規定内容となっており、今後、「強化された」国連平和維持活動への派遣を政策の 1 つとするのであれば、その見直しや改正が必要であるとの結論を得た。その検討内容については、酒井啓巨「ハイチにおける国連平和維持活動と日本 国連ハイチ安定化ミッション (MINUSTAH) への参加問題」『法学論叢』第 170 巻 4・5・6 号(2012 年)、297-333 頁で詳述している。

(4) さらに国連システムにおける平和維持機能の 1 つである国際司法裁判所の活動にも視野を広げ、国際司法裁判所という国連機関が法律的紛争の解決のためにどのような行動をとっているか、そしてその行動にいかなる一般国際法規範が影響を及ぼしているかを考察した。その具体例の 1 つが「適切な裁判運営概念」に基づく裁判所、特に裁判所長

による訴訟指揮であり、裁判機能に内在する概念をいかに一般国際法の観点から規律するかという観点から分析を行った結果、現在の状況においては、裁判所の賢慮に期待せざるを得ず、当面は裁判所の実行を見守る必要があるとの結論を得た。その内容については、Hironobu Sakai, “*La bonne administration de la justice in the Incidental Proceedings of the International Court of Justice,*” *Japanese Yearbook of International Law*, Vol. 55 (2012), pp. 110-133 及び酒井啓亘「国際司法裁判所における「適切な裁判運営」概念 付随手続での機能を手がかりとして」浅田正彦・加藤信行・酒井啓亘編『国際裁判と現代国際法の展開』(三省堂、2014年刊行予定)で詳述している。

(5) なお、本研究で詳しく検討した国連の「強化された」国連平和維持活動は、その名称も含め、特徴その他につき、平成 26 年 5 月 15 日に安倍首相の私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が提出した『「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書』でも参照されており(『同報告書』27 - 29 頁)、本研究は実務に対しても一定の貢献を行ったといえることができる。

(6) 本研究による考察により以上のような結論を得るとともに、多少なりともその成果が実務への貢献をもたらしたといえるが、他方、未だ検討途中の問題も残されている。また、本研究が国際環境の進展を変数として作業を行う以上、新たに生起する事象に対して国連の活動が拡大・展開すれば、これまでの研究は必然的に再検討を迫られる。たとえば、1990 年代初めにソマリアで失敗したとされる「平和執行部隊」の実施が、2013 年に再び、今度はコンゴ民主共和国に展開する国連平和維持活動で出現したという状況は、国連憲章における国連平和維持活動と多国籍軍型軍事活動の法的な位置づけを今一度問い直す契機となっている。こうした問題は、今後の課題として、次年度以降の研究で取り扱う予定である。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計 4 件)

酒井啓亘「国際裁判による領域紛争の解決 - 最近の国際司法裁判所の判例の動向」『国際問題』、No. 624、2013 年、5-19 頁

酒井啓亘「国際司法裁判所による裁判手続の規律」『自由と正義』、第 64 巻 12 号、2013 年、45-54 頁

Hironobu Sakai, “*La bonne administration de la justice in the Incidental Proceedings of the International Court of Justice,*” *Japanese Yearbook of International Law*, Vol. 55, 2012, pp. 110-133.

酒井啓亘「ハイチにおける国連平和維持活

動と日本 国連ハイチ安定化ミッション (MINUSTAH) への参加問題」『法学論叢』第 170 巻 4・5・6 号、2012 年、297-333 頁

[学会発表](計 0 件)

[図書](計 5 件)

Hironobu Sakai, “*New Relationship between the United Nations and Regional Organizations in Peace and Security: Case of the African Union,*” in Hironobu Sakai, Akiho Shibata & Shotaro Hamamoto (eds.), *Essays in Honour of Professor Ryuichi Ida. L’Etre Situé, Effectiveness and Purposes of International Law*, Brill, forthcoming.

酒井啓亘「国際司法裁判所における「適切な裁判運営」概念 付随手続での機能を手がかりとして」浅田正彦・加藤信行・酒井啓亘編『国際裁判と現代国際法の展開』、三省堂、2014年刊行予定

杉原高嶺・酒井啓亘[編]『国際法基本判例 50 [第 2 版]』、三省堂、2014 年、204 頁

酒井啓亘「国際再生可能エネルギー機関 (IRENA) について」薬師寺公夫・坂元茂樹編集代表『芹田健太郎先生古稀記念 普遍的国際社会への法の挑戦』、信山社、2013 年、657-689 頁

酒井啓亘「国際司法裁判所特定事件裁判部再考」松田竹男・田中則夫・薬師寺公夫・坂元茂樹編集代表『現代国際法の思想と構造 環境、海洋、刑事、紛争、展望』、東信堂、2012 年、245-281 頁

[産業財産権]

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

[その他]

ホームページ等

<http://law.kyoto-u.ac.jp/shokai/staff/sa-sakai.html>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

酒井 啓亘 (SAKAI, Hironobu)

京都大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：80252807